

## 令和5年10月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	63	70	59	49	62	51	48						402
問い合わせ	7	3	6	5	5	4	5						35
要望	0	0	0	0	0	1	0						1
計	70	73	65	54	67	56	53	0	0	0	0	0	438
(前年度計)	(71)	(53)	(66)	(69)	(66)	(69)	(75)	(63)	(58)	(63)	(58)	(80)	(791)

## 多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	8	4	7	2	2	4	4						31
(前年度)	(3)	(3)	(6)	(6)	(6)	(3)	(5)	(2)	(5)	(2)	(0)	(4)	(45)

## 年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	1	2	0	1	1	1	1						7
20歳代	11	5	8	2	4	8	6						44
30歳代	7	4	7	8	5	3	9						43
40歳代	10	11	11	7	11	6	7						63
50歳代	9	14	8	8	15	9	8						71
60歳代	12	8	6	7	11	15	8						67
70歳以上	12	21	19	17	13	12	9						103
その他・不明	8	8	6	4	7	2	5						40
計	70	73	65	54	67	56	53	0	0	0	0	0	438

## 今月の相談事例

実家の母が、3か月前にテレビショッピングで漢方薬の広告を見て販売業者に電話をした。「3か月は飲まない」と効果が現れない」と説明され、お試しのつもりで3箱を1万円で注文し、代金はコンビニから支払った。2日前に同じ商品が3箱届き、1万4千円を請求され初めて定期購入であると知った。母は注文した際に定期購入とは聞いていない。2箱飲んで効果がないので飲むのをやめている。納得いかないので支払いたくない。

## センターからのアドバイス

消費者が、テレビ・ラジオショッピングや新聞広告で紹介された商品を電話で注文した際に、複数月分の商品を購入するように勧められたり、別の商品も一緒に購入するように勧められたりしています。2回目の商品が届いて「定期購入」の契約と気が付き、「定期購入」とは説明されていないと伝えても、「定期購入」であると説明している、次回なら解約できると2回目の商品は購入せざるを得なくなります。2023年6月1日から法律が改正され、電話注文をした際に、事前に触れられていない商品を勧誘された場合は、「電話勧誘販売」に該当し、クーリングオフができる場合があります。消費生活センターに相談してください。